

平成20年度の国民健康保険税

納税通知書を送付

平成20年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を送付します。

平成20年度(平成15年1月1日)に発生した方は、所得が最大で7万円の増になります。

◆平成20年度からの変更点
今年度は、4つの変更点があります。

表1 平成20年度からの変更点

これまで		平成20年度から	
医療保険分	所得割額 5.26%	医療保険分	3.61%
	資産割額 19.95%	後期高齢者支援金分	1.65%
	均等割額 21,100円		—
	平等割額 8,000円		—
	課税限度額 53万円		44万円(※)
			12万円

これまで		平成20年度から	
介護保険分	所得割額 1.20%	介護保険分	1.20%(変更なし)
	均等割額 14,900円		14,900円(変更なし)
	課税限度額 9万円		9万円(変更なし)

※平成21年度以降は47万円になります。

表2 長寿医療制度創設に伴う国保税の軽減

対象	内容	期間	申請
所得が低いことにより、国保税の減額を受けた世帯で、一部の者が長寿医療制度に加入して、国保加入者が減少した場合	世帯構成や収入が変わらなければ ①従来どおりの軽減が受けられます(年金特別控除の廃止で適用できない場合あり) ②均等割額が半額になります	5年間	不要
社会保険などの本人が長寿医療制度に加入することにより、被扶養者だった65歳以上の方が新たに国保に加入した場合(この方を「旧被扶養者」といいます)	旧被扶養者の方の ①所得割額、資産割額が免除されます ②均等割額が半額になります ③国保加入者が「旧被扶養者」だけの世帯は、平等割額が半額になります	2年間	必要(※)

※通常は、国保加入時に申請しています。

表3 国保税の計算

●医療保険分(基礎課税額・課税限度額44万円)

所得割額 〔平成19年分総所得金額等 -基礎控除額(33万円)〕 ×3.61%	資産割額 平成20年度分 固定資産税額 (土地・家屋分) ×19.95%	均等割額 1人当たり 年間 11,500円 ×加入者数	平等割額 1世帯当たり 年間 8,000円	= 平成20年度 基礎課税額 (年額)
--	--	---	--------------------------------	---------------------------

●後期高齢者支援金分(後期高齢者支援金等課税額・課税限度額12万円)

所得割額 〔平成19年分総所得金額等 -基礎控除額(33万円)〕 ×1.65%	均等割額 1人当たり年間9,600円 ×加入者数	= 平成20年度 後期高齢者 支援金等 課税額 (年額)
--	--------------------------------	--

●介護保険分(介護納付金課税額・課税限度額9万円) ※40歳以上65歳未満の方。

所得割額 〔平成19年分総所得金額等 -基礎控除額(33万円)〕 ×1.20%	均等割額 1人当たり年間14,900円 ×第2号被保険者数	= 平成20年度 介護納付金 課税額 (年額)
--	-------------------------------------	----------------------------------

表4 国保税が年金天引きにならない場合

- 世帯主が国保に加入していない
- 年金が年額18万円未満である
- 世帯主の介護保険料が年金天引きになっていない
- 国保税と介護保険料の天引き額の合計が年金額の2分の1を超える
- 国保税を従来から口座振替しており、滞納がない(引き続き口座振替になります)
- 世帯主が年度途中で75歳になる

国民年金
年金ポスター
作品募集

国民年金
ねんきん特別便を
お届けしています

国民年金
お届けています

国民年金
年金ポスター
作品募集

国民年金
ねんきん特別便を
お届けしています

国民年金
お届けています

認定こども園、幼稚園延長保育

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

申告により住民税が還付(減額)されます

平成19年分の所得税がからなかった方の平成19年度住民税を還付(減額)します。

退職や育児休暇などにより、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がからなかった場合は、平成19年度住民税を、還付(減額)することができます。

この還付(減額)を受けるには、申告が必要です。

平成19年分の所得税がからなかった方の平成19年度住民税を還付(減額)します。

退職や育児休暇などにより、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がからなかった場合は、平成19年度住民税を、還付(減額)することができます。

この還付(減額)を受けるには、申告が必要です。

表1 平成19年中の所得変動に係る還付(減額)措置

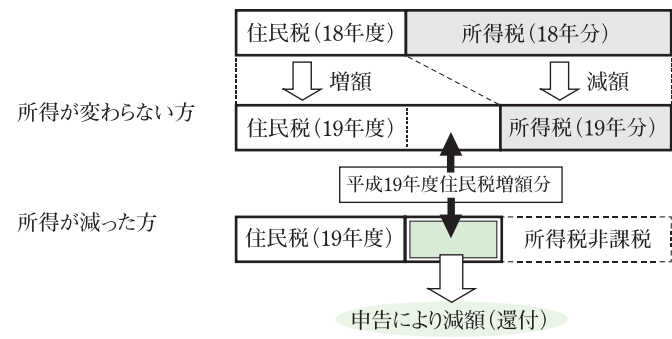


表2 還付(減額)措置の対象者

平成19年度住民税(平成18年分所得)	課税	課税	非課税
平成19年分所得税(平成19年分所得)	非課税	課税	課税 非課税
対象者	○	×	×

※対象者基準の詳細は、小平市ホームページでご覧になれます。

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

手続き 7月1日(火)から31日(木)までに、申告書を税務課 東部・西部出張所へ提出してください。

※申告先は平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村です。平成19年中に小平市に転入された方は、提出先にご注意ください。

※還付通知書は7月中旬以降、順次送付します。

問合せ 税務課 ☎(34) 95522・95523

幼稚園名	所在地	電話番号	実施日	実施時間
☆丸山幼稚園	小川東町1-29-21	042(341)0935		
☆小平花小金井幼稚園	花小金井2-9-11	042(461)9226		
○小平姫百合幼稚園	上水新町1-5-15	042(343)1832		
○白梅幼稚園	小川町1-830	042(343)1335		
○たかのだ幼稚園	上水本町1-21-3	042(323)3232	月曜～金曜日(春・夏・冬休業期間中を含む。年末年始、祝日を除く)	午前7時30分～幼稚園開始時間 幼稚園終了時間～午後6時30分
○なおび幼稚園	上水本町4-21-1	042(321)4671		
○洗心幼稚園	学園西町2-21-9	042(341)3200		
○小平なみき幼稚園	仲町306-3	042(341)3810		
○小平みどり幼稚園	鈴木町1-341	042(342)2215		
○弥生台幼稚園	花小金井4-9-20	042(473)2525		
○小平神明幼稚園	小川町1-2572	042(341)0938	幼稚園実施日の月曜～金曜日	幼稚園終了時間～午後6時(木曜日のみ午後5時まで)
○小平あおば幼稚園	上水南町2-8-15	042(323)2727	幼稚園実施日の月曜～金曜日(木曜日を除く)	幼稚園終了時間～午後5時
○小平学園幼稚園	学園東町1-2-41	042(341)0228		
○小平若竹幼稚園	回田町122-3	042(321)4072	幼稚園実施日の月曜～金曜日	幼稚園終了時間～午後5時30分 幼稚園終了時間～午後5時
○りんどう幼稚園	花小金井1-26-34	042(462)3133		

※☆認定こども園、○幼稚園アットホーム事業実施園、◇預かり保育事業実施園。

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

認定こども園・幼稚園では、保育園と同様に長時間保育サービスを実施しています。

◆認定こども園、幼稚園アットホーム事業
保育時間 午前7時30分～午後6時30分(幼稚園の長)

◆預かり保育事業
保育時間 幼稚園実施日の午後(左表参照)
保育料 各園により異なります

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り

社会を明るくする運動
防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り